

千葉商科大学研究倫理委員会規程

(目 的)

第1条 千葉商科大学研究倫理規程（以下「規程」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、千葉商科大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 法令等により委員会の審査を経なければならぬとされている研究に関する事項
- (2) 研究倫理に反する若しくはおそれのある行為に関する事項
- (3) 不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情や相談等に関する事項
- (4) 規程の運用、解釈に関する事項
- (5) 規程の改廃に関する事項
- (6) その他必要な事項

(任 務)

第3条 委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行う。
- (2) 委員会は、前条第1項第3号の苦情、相談等に対応する。
- (3) 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要に応じて学長に報告又は提案する。

(構 成)

第4条 委員会は、次のとおり構成する。

- (1) 委員長は、学長が指名する。副委員長は、構成員の中から委員長が指名する。
- (2) 構成員は次のとおりとする。
 - ①学部長
 - ②会計ファイナンス研究科長
 - ③教育研究支援部長
 - ④教育研究支援オフィス課長
 - ⑤学長が指名した者

2 学長は、委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議 事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教育研究オフィスが行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び全学部長会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この規程は、平成27年5月13日から施行する。